

令和4年5月30日

保護者の皆様へ

神戸市

施設（園）で陽性者が確認された場合の
自宅待機（登園自粛）対象の取り扱い変更について

日頃から本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。
この度、施設内での感染拡大の防止を図りつつ保護者・園児への影響を抑えられるよう、園で陽性者が確認された場合の自宅待機（登園自粛）対象について、
下記のとおり取り扱いを変更します。

今後、市内の感染状況などにより変更する際には改めてお知らせいたします。
保護者の皆様には、引き続き、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解の程宜しく願います。

<変更点>陽性者（園児）が確認された場合の自宅待機（登園自粛）対象の範囲

（変更前）感染可能期間中に陽性者と接触した同じクラス等の園児

↓

（変更後）濃厚接触の可能性のある園児（下記（1）または（2）に該当）

（1）15分以上かつ1m以下の距離で陽性者の園児と接触があった

（2）陽性者の園児が唾液のついた手で、他の園児を触ったり玩具を共有したりした

ただし、保育の実施状況等により、園にて接触状況の確認が難しいこともあります。その場合は、これまでと同様に、感染可能期間中に陽性者と接触した同じクラス等の園児に、自宅待機（登園自粛）をお願いする場合があります。

※ 自宅待機の対象になった場合には、原則、陽性者との最終接触日の翌日から7日間の自宅待機をお願いします。特に、自宅待機期間中および登園再開後3日間のご家庭でお子様の健康観察を行っていただき、発熱等のかぜの症状がある場合は、医療機関の受診をしてください。

なお、「0～2歳児クラスの保育料の取り扱い」については変更ありません。

<就学前児童のマスク着用について>

この度、厚生労働省から、基本的な感染対策として、マスクの着用は極めて重要である一方、マスク着用が長期化する中で表情が見えにくくなることによる影響や、これから気温・湿度が高くなる季節になるため、熱中症のリスクも高くなることが懸念されることを踏まえ、下記の取り扱いが示されています。

- ・ 2歳未満：マスク着用は奨めない。
- ・ 2歳以上：個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスク着用を求めることは考えられる。

園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。
 お子様（本人）や同居家族が、以下のうち登園できない状況になった場合には、必ず園に連絡し、園の指示に従ってください。

※下線部が変更箇所

状況	該当者		登園	登園について
	園児	同居家族		
① 感染者になった場合	◆		×	医師や保健所の指示により登園可能（治癒）となるまでの間、登園できません
② 発熱（37.5度以上）等の風邪の症状がある場合	◆		×	症状がなくなるまで登園できません。 ※園児が発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください。
		◆	×	症状がなくなるまで登園できません。 ※ただし、同居家族が医療機関を受診し、「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は除きます
③ 発熱等の風邪の症状により検査をする場合	◆	◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。
④ 濃厚接触者になった場合・園から自宅待機と言われた場合	◆		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間、登園できません。
		◆	○	同居家族全員に症状がない場合は、登園できます。 なお、当該濃厚接触者による送迎はお控えください。
⑤ 園児のきょうだいの在籍する保育施設・学校園のクラスで感染者が確認された場合		◆	○	同居家族全員に症状がない場合は、登園できます。
⑥ けが等で入院するために検査をする場合		◆	○	登園できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。